

一般就労移行

A、B型に目標値

厚生省 障害福祉計画で指針

厚生労働省は17日、2021年度から3年間の障害福祉の基本指針をまとめた。障害福祉サービスの就労継続支援A型、B型の利用を経て一般就労に移る人の数に目標値を設ける。23年度までにA

型は19年度実績の1・26倍以上、B型は1・23倍以上とする方針。

都道府県・市町村はこの指針に沿って第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を20年程度中に作る。

駒村康平・慶應義塾大教授が指針案を示し、了承された。今後、意見募集を経て3月末までに正式決定する。

れも一般就労の難しい人が福祉サービスを受けながら働く訓練をする。厚生省は近年、事業所で働く障害者の賃金・工賃引き上げを促している。

い考えだが、審議会の委員からは目標値を設定することに慎重な意見もあった。

目標値を設けると、一般就労の見込める人がA型、B型に通い、見込みの薄い人は通つたがる人を増やしたいくくなる」とが懸念

されるからだ。

A型事業所の全国団体「就労継続支援A型事業所全国協議会」代表の久保寺一男さんは、「目標値を設定するの

は良いが、数値の根拠が不明だ」としている。

19年7月現在、A型のサービス利用者は約7・1万人、B型は約26・3万人。18年度の事業所数はA型が35

54カ所、B型が1万1750カ所。障害福祉サービス全体に占める割合は大きく、指針の見直しによる影響も大きくなる見通しだ。

このほか、精神科病院から退院した人の暮らしの定着に着目した

院の定着に着目した目標値も設ける。退院後1年間のうち、再入院した期間を除いた日

障害児支援に連絡し、児童発達支援センターなどを活用した中核的な相談支援体制を築くことを目標とする。医療、教育、福祉について

進めため、3年ごとに作られている。厚労省の定める指針は、作成にあたる際の基本理念や、サービス確保の目標値を盛り込んでい

る。

（福田敏兒）

1/27
福祉新聞